

名古屋市公報

平成16年 9月 8日号

第571号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

規

則

- 名古屋市職員倫理規則 (総務・監察室) (第105号) 6
- 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務・監察室) (第106号) 15
- 名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則 (緑土・総務課) (第107号) 16
- 名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則 (市大・総務課) (第108号) 18
- 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境・総務課) (第109号) 19

告

示

- 名古屋市赤松北部土地区画整理組合の理事の失職の届出 (住都・区画整理課) (第388号) 21
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第389号) 22
- 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第390号) 24
- 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第391号) 26
- 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第392号) 28
- 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第393号) 29
- 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第394号) 30
- 道路に関する告示 (緑土・道路管理課) (第395号) 31
- 名古屋都市計画都市高速鉄道の変更案の縦覧 (住都・交通施設計画課) (第396号) 35
- 名古屋市国民健康保険被保険者証の変更について (健福・保険年金課) (第397号) 37
- 自転車等放置禁止区域の変更 (緑土・自転車駐車対策室) (第398号) 38
- 名古屋まつり無料開放について (緑土・農政課) (第399号) 41
- 生活保護法による指定医療機関等の廃止 (健福・保護課) (第400号) 42
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第401号) 43
- 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第402号) 45
- 名古屋農業振興地域整備計画変更について (緑土・農政課) (第403号) 46
- 結核予防法による指定医療機関の辞退 (健福・健康増進課) (第404号) 47
- 結核予防法による指定医療機関の指定 (健福・健康増進課) (第405号) 48
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害福祉課) (第406号) 50

達			
○ 名古屋市行政監理委員会及び局区室行政監理幹事会規程の廃止	(総務・監察室)	(第53号)	52
○ 監理主幹及び監理主査設置規程の廃止	(総務・監察室)	(第54号)	53
選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第21号)	54
教 育 委 員 会 告 示			
○ 教育委員会定例会の開催について		(第22号)	55
○ 名古屋市香流橋プールの臨時休業について		(第23号)	56
人 事 委 員 会 規 則			
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第8号)	57
上 下 水 道 局 告 示			
○ 名古屋市上下水道局告示		(第12号)	59
公 告			
○ 平成16年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験公告	(人事委員会)		60

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市職員倫理規則（第 105 号）

1 制定の趣旨

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項を定めます。（第 1 条関係）

2 主な内容

(1) 利害関係者との間における行為の制限を定めます。

ア 利害関係者の範囲を定めます。（第 3 条関係）

イ 利害関係者との間における禁止行為及び禁止行為の例外を定めます。（第 4 条及び第 5 条関係）

ウ 利害関係者以外の者等との間における禁止行為を定めます。（第 6 条関係）

(2) 贈与等の報告の内容及び贈与等報告書の様式を定めます。（第 7 条関係）

(3) 職員の倫理保持について必要な施策の協議、職員への指導、助言その他必要な措置を行うための体制を定めます。（第 8 条から第11条関係）

(4) 地方自治法第 221 条第 3 項に定める法人に対して、倫理保持のために必要な措置を講ずるよう努力義務を課す旨を定めます。（第12条関係）

3 施行期日

平成16年11月 1 日から施行します。

○ 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の一部の施行期日を定める規則（第 106 号）

1 内容

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）の一部の施行期日を定めるものです。

2 施行期日

平成16年11月 1 日から施行します。

- 名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則（第 107 号）
 - 1 改正内容
庁舎の改築に伴い移転する名古屋市瑞穂土木事務所の位置について改正を行います。（第 2 条第 1 項の表関係）
 - 2 施行期日
平成16年 9 月13日から施行します。

- 名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則（第 108 号）
 - 1 改正内容
高度先進医療のインプラント義歯の承認に伴い、診療料を定めます。
（第 5条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則（第 109 号）
 - 1 改正内容
本市が排出を禁止する物に資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）別表第 6 の 1 の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを追加します。（第 2 条の 4 関係）
 - 2 施行期日
平成17年 1 月 1 日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 名古屋市行政監理委員会及び局区室行政監理幹事会規程を廃止する規程（第53号）
 - 1 廃止内容
名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第 105 号）で名古屋市行政監理委員会及び局区等行政監理委員会を設置することに伴い、名古屋市

行政監理委員会及び局区室行政監理幹事会規程（昭和53年名古屋市達第10号）を廃止します。

2 施行期日

平成16年11月1日から施行します。

○ 監理主幹及び監理主査設置規程を廃止する規程（第54号）

1 廃止内容

名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）で監理主幹及び監理主査を置くことに伴い、監理主幹及び監理主査設置規程（昭和51年名古屋市達第1号）を廃止します。

2 施行期日

平成16年11月1日から施行します。

名古屋市職員倫理規則をここに公布する。

平成16年 8 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 105 号

名古屋市職員倫理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいう。
- (2) 事業者等 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する事業者等及び同条第 2 項の規定により事業者等とみなされる者をいう。
- (3) 局区等 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第 1 条に規定する局及び室、区役所、収入役室、市立大学事務局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務

局、上下水道局、交通局並びに消防局をいう。

(利害関係者)

第3条 この規則において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者その他の職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれのない者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第2条第1項第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（本市が本市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等（本市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査、監査又は監察（法令及び条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は名古屋市行政手続条例第2条第1項第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号又は名古屋市行政手続条例第2条第1項第5号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者に債務の弁済、担保の提供又は保証をさせること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (6) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条

第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(7) 利害関係者から供応接待を受けること。

(8) 利害関係者と共に飲食をすること。

(9) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(10) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合で、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

(5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(6) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、夜間における飲食（職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食を除く。）にあっては、任命権者が、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
- 2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
- 3 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における前項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。
- 4 職員は、同じ局区等で勤務した関係又は本市が行った研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産

上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（贈与等の報告）

第7条 条例第7条第1項第4号の職員倫理規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等（条例第7条第1項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容
- (2) 条例第7条第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
- (3) 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (4) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）
- (5) 贈与等をした事業者等と当該贈与等を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する局区等との関係

- 2 条例第7条第1項の贈与等報告書は、別記様式によるものとする。

（市行政監理委員会）

第8条 職員の職務に係る倫理の保持を図り職務の公正な執行を確保するために必要な施策を協議するため、名古屋市行政監理委員会（以下「市行政監理委員会」という。）を置く。

- 2 市行政監理委員会に、委員長及び委員を置く。
- 3 委員長は市長とする。
- 4 委員は、助役、収入役、局区等（区にあっては中村区及び中区）の長及び

総務局職員部長の職にある者並びに市長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 市行政監理委員会の会議は、必要のつど委員長がこれを招集する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 9 市行政監理委員会の庶務は、総務局において処理する。
- 10 第5項から前項までに定めるもののほか、市行政監理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(局区等行政監理委員会)

第9条 局区等における職員の職務に係る倫理の保持を図り職務の公正な執行を確保するために必要な施策を協議するため、局区等に、局区等行政監理委員会を置く。

- 2 局区等行政監理委員会に、委員長及び委員を置く。
- 3 委員長は、次条第1項に定める倫理監をもって充てる。
- 4 委員は、局区等の理事及び部長並びにこれらに相当する職にある者、次条第1項に定める監理主幹及び監理主査並びに委員長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。
- 5 前条第5項から第10項までの規定は、局区等行政監理委員会について準用する。この場合において前条第9項中「総務局」とあるのは、「局区等の人事担当課（選挙管理委員会事務局にあつては庶務係）」と読み替えるものとする。

(倫理監等)

第10条 条例第10条第2項の職員の倫理を監理する職員として、倫理監、監理主幹及び監理主査を置く。

- 2 倫理監は、局区等の長の職にある者をもって充てる。
- 3 倫理監は、その属する局区等の職員の職務に係る倫理の保持に関する事項を総括する。

- 4 監理主幹は、局区等の職員のうちから任命権者が指名する。
- 5 監理主幹は、倫理監の命を受け、その属する局区等の職員の職務に係る倫理の保持に関する指導、助言その他必要な措置を講ずる。
- 6 監理主査は、局区等の職員のうちから任命権者が指名する。
- 7 監理主査は、監理主幹を補佐する。

(倫理監等への相談)

第11条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その属する局区等の倫理監、監理主幹又は監理主査に相談するものとする。

- (1) 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合
- (2) 利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合
- (3) 私的な関係がある者であって、利害関係者に該当するものとの間で行う行為が、第5条第2項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合
- (4) その他条例及びこの規則の解釈又は運用について疑義がある場合
(本市の施策に準じて必要な措置を講ずべき法人)

第12条 条例第13条に規定する別に規則で定める法人は、地方自治法第221条第3項の法人とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

年 月 日

贈 与 等 報 告 書

（あて先）

所属
補職
氏名

㊞

贈与等により利益を受けた年月日	
贈与等の基因となった事実	
贈与等の内容	
贈与等により受けた利益の価額	
贈与等により受けた利益の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等の名称及び住所	
条例第 2 条第 2 項の規定の適用を受ける役員等が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する局区等との関係	

（注） 1 「贈与等の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

2 「贈与等により受けた利益の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額の推計をした根拠を記載する。

3 贈与等 1 件につき 1 枚に記入する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年 8 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 106 号

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）中第 7 条及び第 9 条第 2 項第 2 号の規定の施行期日は、平成16年11月 1 日とする。

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月 3 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 107 号

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則

名古屋市土木事務所設置規則（昭和33年名古屋市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「

同	瑞穂土木事務所	同 瑞穂区豊岡通 3 丁目 29番地の 3	瑞穂区
---	---------	--------------------------	-----

を

」

「

同	瑞穂土木事務所	同 瑞穂区田辺通 3 丁目 45番地の 2	瑞穂区
---	---------	--------------------------	-----

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成16年 9 月13日から施行する。

名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月 3 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 108 号

名古屋市立大学病院条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市立大学病院条例施行細則（昭和25年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) インプラント義歯

手技料	1 顎	291,700 円
支持連結装置料	1 組	84,900 円
上部構造料	1 歯	67,300 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月 3 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第109号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）

別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ

別表第2中

「

パーソナルコンピューター（本体）	500円
パーソナルコンピューター（ディスプレイ）	500円
パーソナルコンピューター（プリンター）	250円

を

」

「

プリンター	250円
-------	------

に改める。

」

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

名古屋市告示第 388 号

名古屋市赤松北部土地区画整理組合の理事の失職の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市赤松北部土地区画整理組合から次の理事の失職の届出がありました。

平成16年 8 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

氏 名	住 所
金 原 光 吉	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3 番地の2646

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 389号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 8月30日

名古屋市長 松 原 武 久

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成16年 2月24日 15指令住開指第 2ー 112 号	名古屋市中村区日比 津町 1丁目42番	愛知県稲沢市高御堂一丁 目 3番18号 東新住建株式会社 代表取締役 深川堅治
平成16年 6月 9日 16指令住開指第45号	名古屋市守山区鳥羽 見二丁目1307番、 1310番	愛知県春日井市稲口町三 丁目13番地の10 中日本テクノ株式会社 代表取締役 西村優
平成15年 4月16日 15指令住開指第 2ー 24号	名古屋市港区新茶屋 四丁目1913番 1、 1913番 2	名古屋市港区新茶屋四丁 目1914番地 吉田佳弘
平成16年 4月22日 16指令住開指第19号	名古屋市港区南十一 番町 1丁目 1番 1、 1番 2、 1番 3、 1 番35	名古屋市中川区応仁町 1 丁目34番地 浅田不動産 浅田美智子

平成16年 5月18日 16指令住開指第32号	名古屋市中川区戸田 三丁目 712番	愛知県稲沢市高御堂一丁目 3番18号 東新住建株式会社 代表取締役 深川堅治
平成16年 1月30日 15指令住開指第 2－ 103 号	名古屋市港区西蟹田 907番 2	名古屋市中川区富田町大字戸田字宮田30番地 西川洋子 西川眞盛

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 390号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 8月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 9月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登録番号等	色
守山区守山二丁目 4番 1号先道路	ニッサン	セドリック	PY32-260117	黒
守山区向台三丁目 1703番地先道路	トヨタ	カリブ	尾張小牧 500 ひ2203	銀
守山区大字上志段味字 上島 738番地先道路	トヨタ	スターレット	不詳	白
守山区幸心二丁目 281 番地先道路	ニッサン	セレナ	名古屋 502 さ1379	黒
守山区新守山2607番地 先道路	ニッサン	プリメーラ	HP10-208194	黒
守山区小幡中二丁目 33番地先道路	トヨタ	カリーナED	ST182-0106694	黒
守山区村合町 145番地 先道路	三菱	ミニカ	名古屋41え9912	ク リ ー ム

守山区村合町 145番地 先道路	ミツビシ	リベロ	CD5W-0006618	灰
守山区小幡四丁目 1601番地先道路	ニッサン	スカイライ ン	不詳	白
守山区大屋敷 4丁目 15番地先道路	外国車	フォード	京都 300 ぬ9147	緑

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 391号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 8月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 9月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登録番号等	色
名東区勢子坊二丁目 502番地先道路	ホンダ	プレリユー ド	名古屋 301 な4061	銀
名東区高針原二丁目 1510番地先道路	トヨタ	クラウン	不詳	白
名東区つつじが丘 201 番地先道路	トヨタ	ライトエー ス	名古屋54ぬ9439	白
名東区つつじが丘 201 番地先道路	トヨタ	タウンエー ス	名古屋79せ3595	灰
名東区つつじが丘 201 番地先道路	富士重工	ビビオ	不詳	黒
名東区香流一丁目 1001番地先道路	スズキ	ルポ	名古屋50ひ5577	白
名東区引山三丁目 605 番地先道路	マツダ	キャロル	不詳	桃

名東区引山三丁目 605 番地先道路	ダイハツ	ミラ	大阪41ぬ 193	白
名東区天神下 950番地 13先道路	ミツビシ	ミニキャブ	名古屋40り8283	白
名東区望が丘 240番地 先道路	ミツビシ	ミニカ	名古屋41ま5891	白
名東区牧の里三丁目 701番地先道路	マツダ	デミオ	名古屋 501 は4462	灰
名東区牧の里三丁目 701番地先道路	トヨタ	カルディナ	名古屋 400 と9379	白
名東区新宿二丁目 45番地先道路	ダイハツ	ハイゼット	名古屋41は8681	灰
名東区梅森坂三丁目 1045番地先道路	マツダ	ファミリア	名古屋74ち9880	灰
名東区牧の里三丁目 701番地先道路	ニッサン	グロリア	不詳	黒

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 392号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 8月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 9月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登 録 番 号	色
北区福德町 6丁目41番地 先道路	トヨタ	チェイ サー	JZX1000069558	白
北区下飯田町 1丁目 1番 地先道路	ニッサン	マーチ	名古屋 500 ゆ5834	赤
北区御成通 3丁目 2番地 先道路	ダイハツ	ミラ	名古屋41に1715	紺
北区楠二丁目 119番地先 道路	トヨタ	マークII	尾張小牧 300 ほ9480	黒

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 393号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 8月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 9月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登 録 番 号	色
千種区汁谷町39番地先道路	ニッサン	グロリア	尾張小牧33ら 7864	黒
千種区茶屋が坂 2丁目 4 番地先道路	外国車	ローバー ミニ	名古屋 501 さ4463	茶

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 394号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 8月31日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 9月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登 録 番 号	色
西区児玉三丁目36番31号 先道路	ミツビシ	ティコ	尾張小牧40 や 467	白
西区笠取町 2丁目 135番 地先道路	トヨタ	チェイ サー	尾張小牧 500 は8681	白
昭和区神村町 1丁目16番 地先道路	ニッサン	グロリア	名古屋70ろ7899	黒
緑区太子一丁目 145番地 先道路	マツダ	キャロル	名古屋51あ5147	青
緑区鳴子町 3丁目40番地 先道路	ニッサン	アトラス	名古屋48と1987	白
緑区鳴海町字亀ヶ洞32番 地34先道路	トヨタ	ハイエー ス	名古屋77り8470	灰

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第395号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成16年8月31日から供用を開始します。

その関係図面は名古屋市緑政土木局道路部道路管理課において、告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成16年8月31日

名古屋市長 松 原 武 久

1 道路の区域変更及び供用の開始

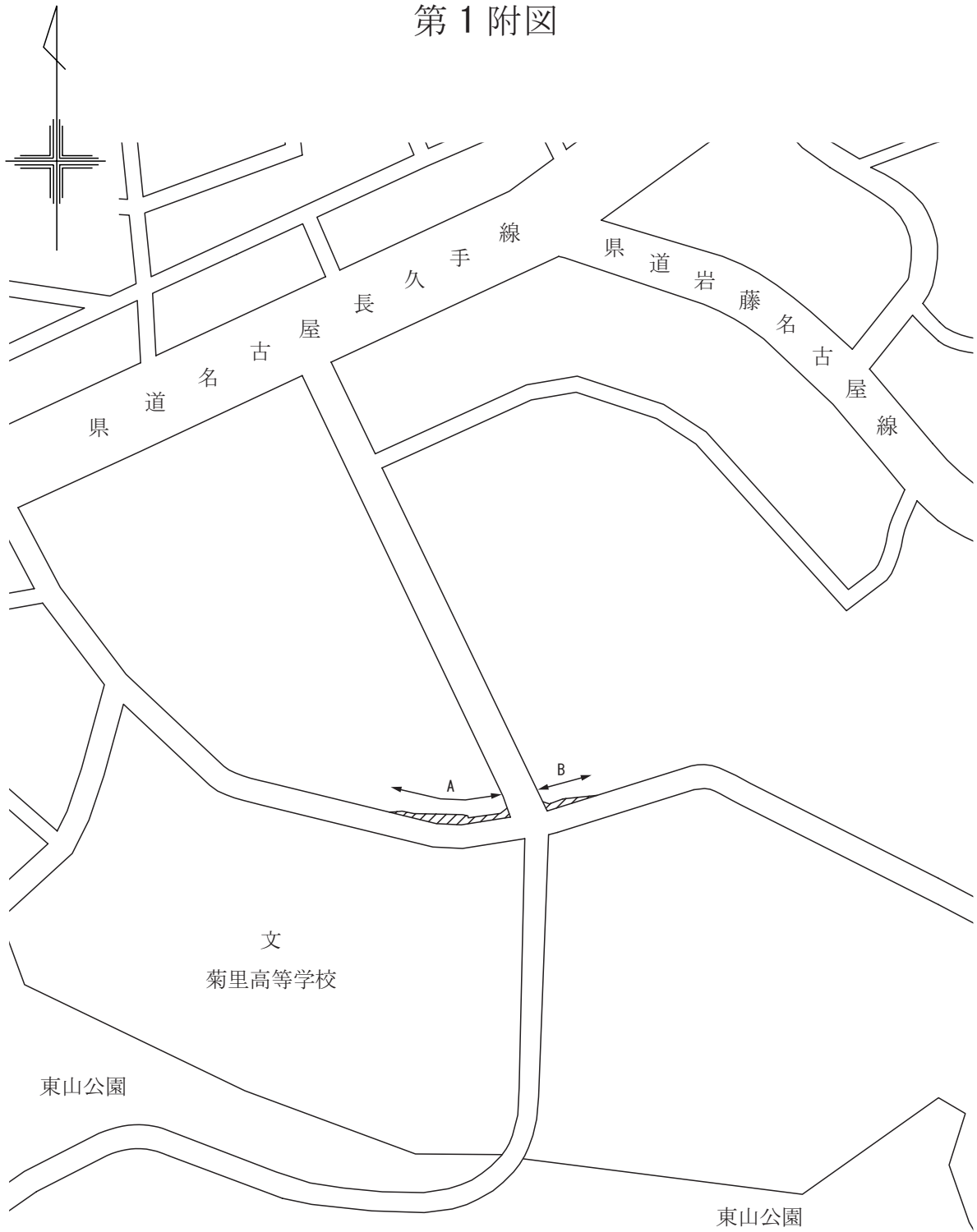
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東山東部第4号線	名古屋市千種区星が丘元町1410番の1地先から	前	0.067	10.00	第 1 図 第 附 図
			名古屋市千種区星が丘元町1410番の1地先まで	後	0.067	10.00 ～ 14.26	
	B	東山東部第1号線	名古屋市千種区星が丘元町1601番の1地先から	前	0.024	10.00	
			名古屋市千種区星が丘元町1601番の1地先まで	後	0.024	10.00 ～ 12.78	

2 道路の供用開始

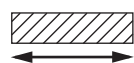
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	山王線	名古屋市中区橘二丁目802番の1地先から 名古屋市中区橘二丁目1001番の2地先まで	第 2 図 第 附 図
	1	戸田服部線	名古屋市中川区戸田一丁目901番の1地先から 名古屋市中川区戸田一丁目909番の1地先まで	第 3 図 第 附 図

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

第1 附図

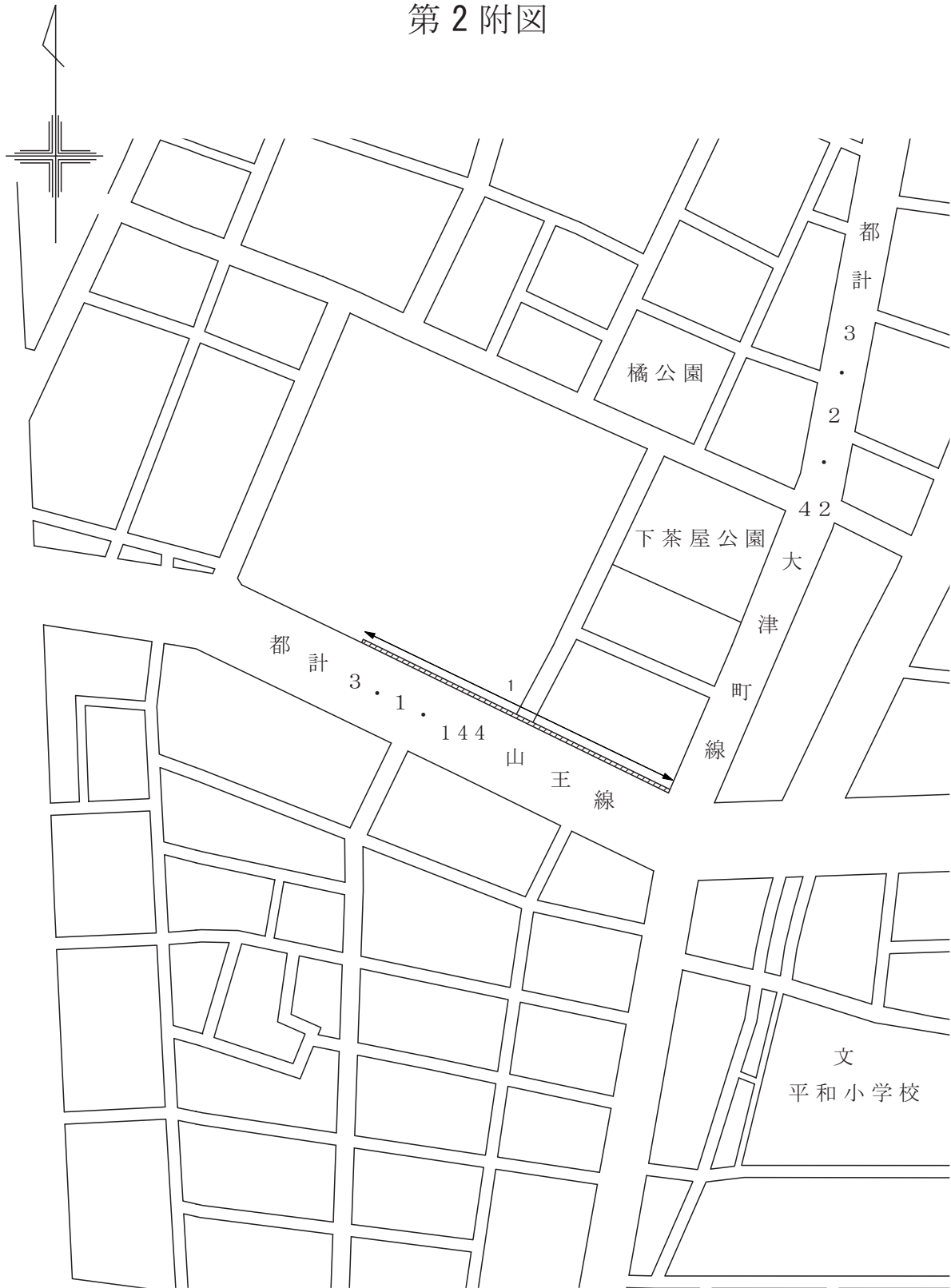


凡 例

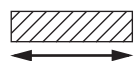


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 2 附図

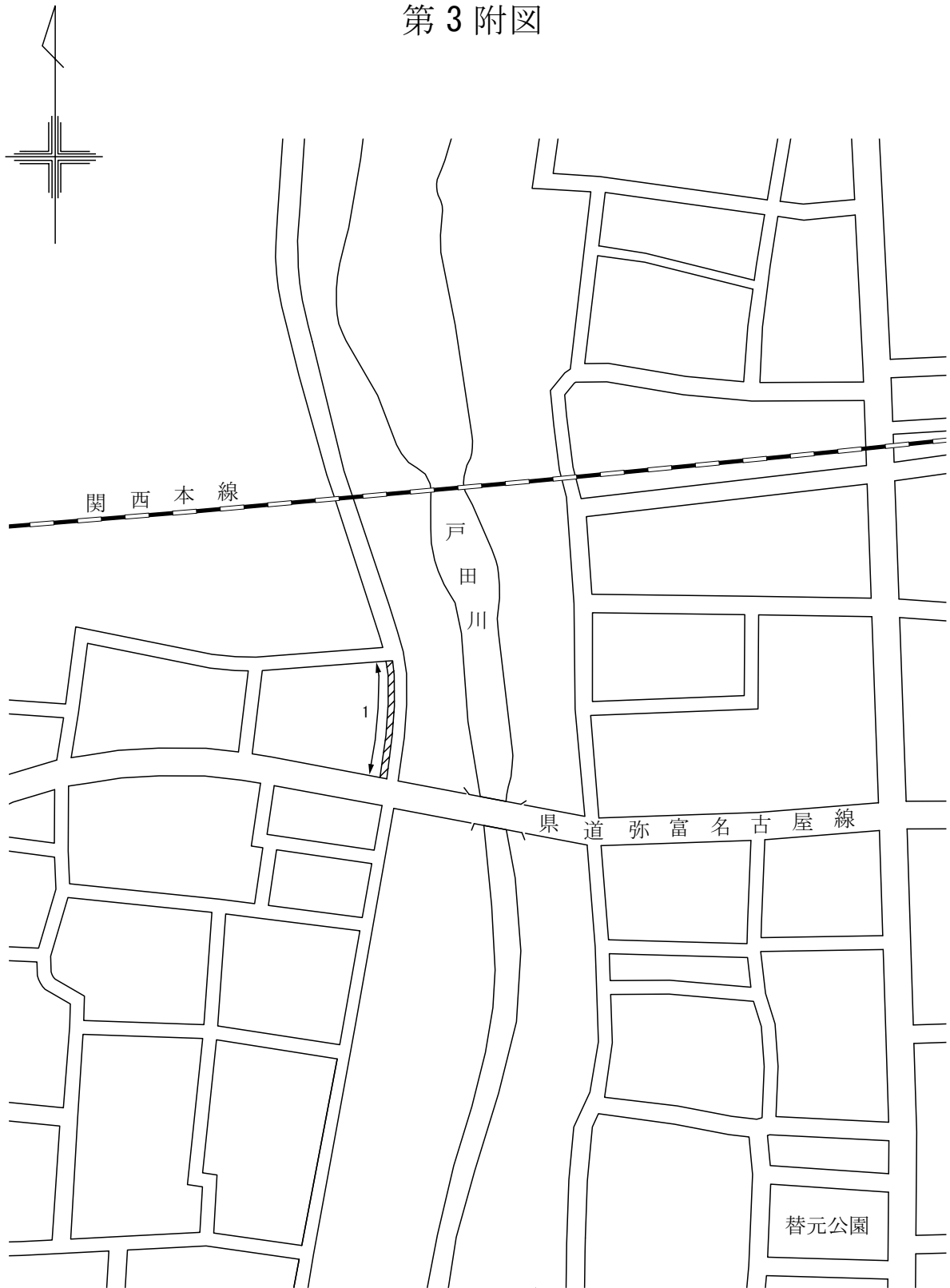


凡 例

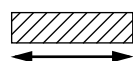


道路の供用を開始する部分

第 3 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋都市計画都市高速鉄道の変更案の縦覧

名古屋都市計画都市高速鉄道を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を平成16年 9月 1日から平成16年 9月15日まで一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成16年 9月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市高速鉄道

2 都市計画を変更する土地の区域

(1)線路部分

名 称	起 点	終 点	主な経過地
名古屋市高速 度鉄道第 6号 線	名古屋市中村 区太閤通 5丁 目	名古屋市緑区鶴 が沢一丁目	名古屋市 中村区名駅一丁 目 中区錦二丁目 東区東桜二丁目 千種区千種通 7 丁目 昭和区阿由知通 3丁目 瑞穂区瑞穂通 8 丁目 南区鯛取通 3丁 目 天白区古川町

			緑区相川三丁目
(車庫線)	名古屋市緑区 鳴海町字徳重	名古屋市緑区 黒沢台四丁目	

(2)主要施設

施 設 名	位 置
中 村 区 役 所 駅	名古屋市中村区太閤通 3丁目
名 古 屋 駅	名古屋市中村区名駅一丁目
国際センター駅	名古屋市中村区名駅四丁目
丸 の 内 駅	名古屋市中区錦二丁目
久 屋 大 通 駅	名古屋市中区錦三丁目
高 岳 駅	名古屋市東区東桜二丁目
車 道 駅	名古屋市東区葵三丁目
今 池 駅	名古屋市千種区今池五丁目
吹 上 駅	名古屋市千種区千種通 7丁目
御 器 所 駅	名古屋市昭和区阿由知通 3丁目
桜 山 駅	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目
瑞穂区役所駅	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目
瑞穂運動場西駅	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目
新 瑞 橋 駅	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目
桜 本 町 駅	名古屋市南区桜台一丁目
鶴 里 駅	名古屋市南区鯛取通 3丁目
野 並 駅	名古屋市天白区古川町
鳴 子 北 駅	名古屋市天白区相川一丁目
相 生 山 駅	名古屋市緑区相川三丁目
神 沢 駅	名古屋市緑区神沢一丁目
徳 重 駅	名古屋市緑区乗鞍二丁目
徳 重 車 庫	名古屋市緑区鳴海町字徳重

3 都市計画の案の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設計画課

(名古屋市役所 西庁舎 4階)

名古屋市告示第 397号

名古屋市国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項の規定により、平成16年10月31日までに被保険者証を更新します。

平成16年 9月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 398 号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）第 9 条第 4 項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

平成 16 年 9 月 1 日

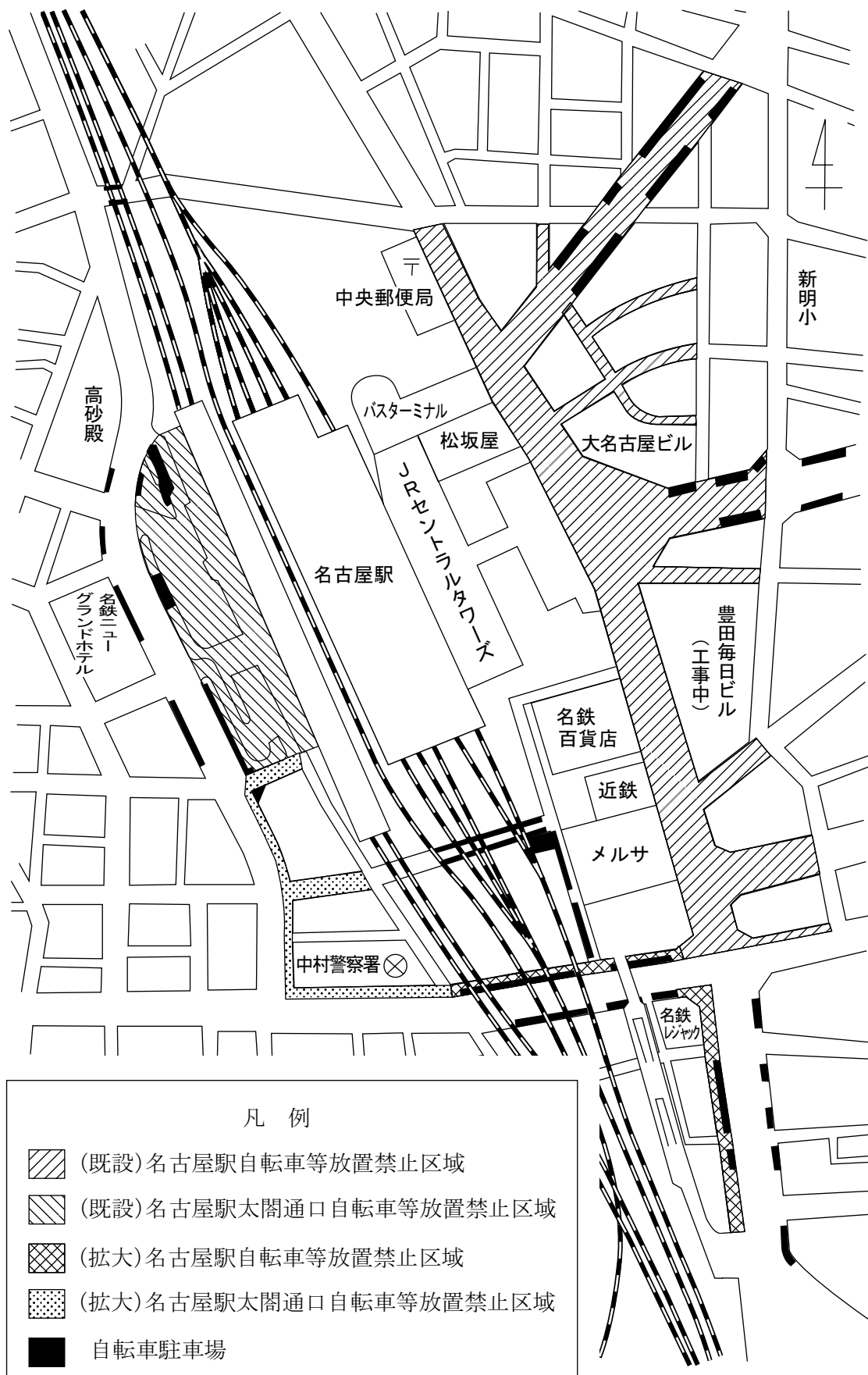
名古屋市長 松 原 武 久

自転車等放置禁止区域の変更

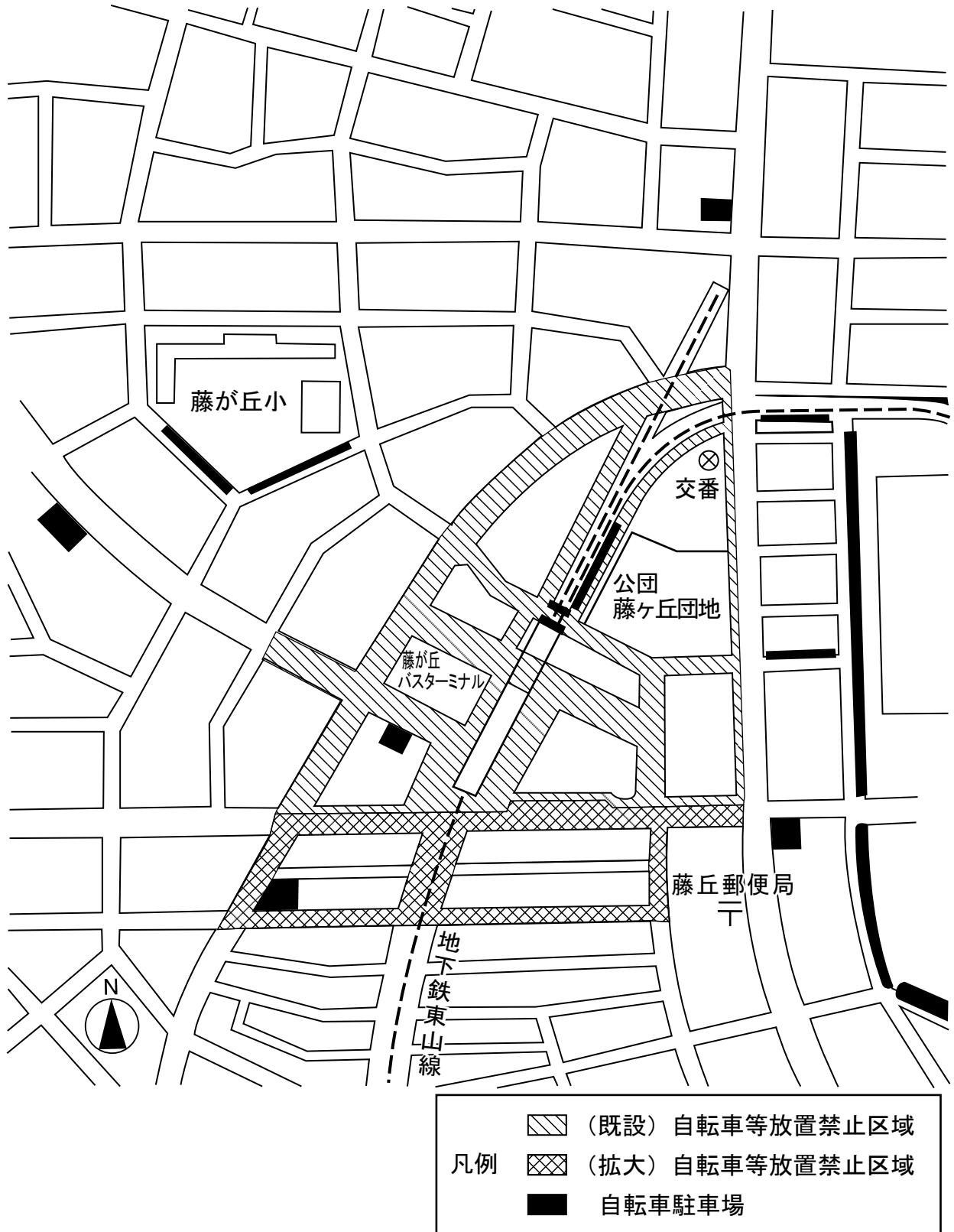
変 更 年 月 日	名 称	位 置	区 域
平成 16 年 10 月 1 日	名古屋駅自転車等放置禁止区域	中村区名駅一丁目、名駅二丁目、名駅三丁目、名駅四丁目及び名駅南一丁目	別図 1 のとおり
	名古屋駅太閤通口自転車等放置禁止区域	中村区椿町及び名駅一丁目	
平成 16 年 10 月 6 日	藤が丘自転車等放置禁止区域	名東区藤が丘、明が丘、小池町及び藤見が丘	別図 2 のとおり

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

別図 1



別図 2



名古屋市告示第 399号

名古屋まつりの無料開放について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年条例第33号）第4条及び、
名古屋市農業文化園条例（平成元年条例第13号）第4条の規定に基づき、名
古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料施設の使用料を免除します。

平成16年 9月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 使用料を免除する施設

東谷山フルーツパークの「世界の熱帯果樹温室」

農業文化園の「農業科学館展示室」及び「フラワーセンター」

2 期日

平成16年10月17日（日曜日）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 400号

生活保護法による指定医療機関等の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成16年 9月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 等 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
洪内科クリニック	名古屋市東区葵三丁目23番 3号	平成16年 6月30日
医療法人翔門会木村クリニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	平成16年 7月16日
竹内外科クリニック	名古屋市天白区土原四丁目 627番地	平成16年 6月30日
関 川 歯 科	名古屋市千種区桜が丘11番地の12	平成16年 7月17日
ど ん こ 歯 科	名古屋市港区土古町 1丁目59番地	平成16年 7月 1日
ナイス薬局池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成16年 5月31日
志賀合資会社加藤薬局	名古屋市北区志賀町 2丁目65番地	平成16年 3月31日
溝口惟信堂薬局	名古屋市港区高木町 2丁目17番地	平成16年 4月30日
ユアーマシーはやかわ	名古屋市南区忠次一丁目 2番 5号	平成16年 7月 1日
小 池 接 骨 院	名古屋市千種区丘上町 2丁目34番地の 4	平成16年 7月 5日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 401号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成16年 9月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 病院、診療所及び薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 洪内科 クリニック	名古屋市東区葵三丁目23番 3号	平成16年 8月 1日
上 飯 田 医 院	名古屋市北区上飯田通 1丁目22番地	平成16年 8月 1日
丸山クリニック	名古屋市中村区名駅南一丁目18番10号	平成16年 8月 1日
きたじま皮フ科ク リニック	名古屋市中区松原二丁目12番20号	平成16年 8月 1日
第一クリニック	名古屋市中区新栄町 2丁目13番地	平成16年 8月 1日
うちだ内科クリニ ック	名古屋市守山区小幡南三丁目 5番 3号	平成16年 8月 1日
竹内外科クリニッ ク	名古屋市天白区土原四丁目 627番地	平成16年 8月 1日
たにだ矯正歯科	名古屋市中区大須三丁目31番22号	平成16年 8月 1日
港スワン歯科・矯 正歯科	名古屋市港区川西通 5丁目24番地	平成16年 8月 1日
阿 部 歯 科 医 院	名古屋市港区当知四丁目 201番地	平成16年 8月 1日
ナイス薬局池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成16年 8月 1日
中日調剤薬局中村 店	名古屋市中村区大宮町 1丁目31番地の 2	平成16年 8月 1日
丸 の 内 薬 局	名古屋市中区丸の内三丁目 5番 6号	平成16年 8月 1日

アイランド薬局港北店	名古屋市港区港北町 2丁目 8番地	平成16年 8月 1日
溝口惟信堂薬局	名古屋市港区高木町 2丁目17番地	平成16年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 402号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成16年 9月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

施 術 者 名	住 所	指 定 年 月 日
施 術 所 名	所 在 地	
正 木 民 子	名古屋市守山区小幡中三丁目26番 8号	平成16年 8月 1日
はり・きゅう・マ ッサージ正木治療 院	同 上	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 403号

名古屋農業振興地域整備計画変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により、下記の場所に備え置いて縦覧に供します。

平成16年 9月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 404号

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 4項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退しました。

平成16年 9月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

名称	所在地	辞退年月日
蔡皮膚泌尿器科	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目39番地の 2	平成16年 6月30日
いとう医院	名古屋市中区大須二丁目28番32号	平成16年 6月30日
杏林堂医院	名古屋市中区大須四丁目11番	平成16年 6月30日
サワ井薬局	名古屋市港区名港一丁目19番20号	平成16年 7月14日
竹内外科クリニック	名古屋市天白区土原四丁目 627番地	平成16年 6月30日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 405号

結核予防法による指定医療機関の指定

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1項の規定により、同法による医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年 9月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

名称	所在地	指定年月日
マツダ薬局	名古屋市中村区靖国町 1丁目 100番地	平成16年 7月 2日
中日調剤薬局 中 村店	名古屋市中村区大宮町 1丁目31番地の 2	平成16年 7月 7日
サイ皮膚泌尿器科	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目39番地 の 2	平成16年 7月 7日
いとう医院	名古屋市中区大須二丁目28番32号	平成16年 7月 1日
丸の内薬局	名古屋市中区丸の内三丁目 5番 6号	平成16年 7月26日
のぞみ調剤薬局	名古屋市緑区六田一丁目 177番地	平成16年 7月 1日
はせがわ内科医院	名古屋市名東区藤が丘 107番地	平成16年 6月24日
ふじがおか調剤薬 局	名古屋市名東区藤が丘 103番地の 2	平成16年 7月 6日

竹内外科クリニック	名古屋市天白区土原四丁目 627番地	平成16年 7月 8日
-----------	--------------------	----------------

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 406号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

平成16年 9月 3日

名古屋市長 松 原 武 久

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
愛知県がんセンター (千種区)	陶山 元一	呼吸器機能障害
愛知県済生会病院 (西区)	雄谷 義太郎	肢体不自由及びぼうこう又は直腸の機能障害
愛知県済生会病院 (西区)	吉田 充治	聴覚障害並びに平衡、音声、言語及びそしゃくの機能障害
N T T西日本東海病院 (中区)	近藤 広子	聴覚障害並びに平衡、音声、言語及びそしゃくの機能障害
N T T西日本東海病院 (中区)	坂田 孝雄	ぼうこう又は直腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	富永 光雄	聴覚障害並びに平衡、音声、言語及びそしゃくの機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	早川 哲史	ぼうこう又は直腸及び小腸の機能障害
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院 (瑞穂区)	福田 英克	心臓機能障害

名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	野崎 実穂	視覚障害
医療法人中京クリニカル (熱田区)	熊谷 眞忠	肢体不自由
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	毛利 紀章	ぼうこう又は直腸及び小腸の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

名古屋市達第53号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市行政監理委員会及び局区室行政監理幹事会規程（昭和53年名古屋市達第10号）は、廃止する。

平成16年 8 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

附 則

この達は、平成16年11月 1 日から施行する。

名古屋市達第54号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

監理主幹及び監理主査設置規程（昭和51年名古屋市達第1号）は、廃止する。

平成16年8月30日

名古屋市長 松 原 武 久

附 則

この達は、平成16年11月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第 21 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成 16 年 9 月 3 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 藤 田 和 三

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第 75 条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

34,721 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第 81 条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（市の助役、収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

356,004 人

- 3 地方自治法第 80 条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	39,900 人	熱 田 区	17,230 人
東 区	18,165 人	中 川 区	55,977 人
北 区	44,869 人	港 区	39,221 人
西 区	38,261 人	南 区	38,948 人
中 村 区	36,395 人	守 山 区	41,843 人
中 区	18,276 人	緑 区	55,505 人
昭 和 区	26,906 人	名 東 区	39,633 人
瑞 穂 区	28,490 人	天 白 区	39,061 人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 4 条の 2 第 15 項に規定する数

289,337 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第22号

教育委員会定例会の開催について

平成16年 9月 7日午後 2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成16年 9月 3日

名古屋市教育委員会委員長 山 本 續 子

平成17年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について

請願審査について

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市総合体育館条例等の一部改正について

名古屋市プール条例の一部改正について

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の制定について

平成16年度補正予算について

名古屋市教育委員会告示第23号

名古屋市香流橋プールの臨時休業について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条の規定に基づき、名古屋市香流橋プールを平成16年10月12日から平成16年10月30日まで臨時休場します。

平成16年 9 月 3 日

名古屋市教育委員会委員長 山 本 續 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 9 月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 瀧 川 治 男

名古屋市人事委員会規則第 8 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 職員昇任基準年数表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。
別表第 3

職員昇任基準年数表

職 種	学 歴 区 分	任 用 段 階	
		係	長
行 政 職 研 究 職 消 防 職	大 学 卒	5	

職 導 指 育 教	書 芸 劑 指 生 技 保	導 術 健	短大卒			7
			高校卒以下			9
醫	事	職				3
獸	醫	職	大學卒			3
清 動 水 運 守	掃 飼 業 輸 衛	育 務				9

別表第3職員昇任基準年数表備考5を削り、同表備考6中「備考8」を「備考7」に改め、同表備考6を備考5とし、同表備考7中「7年」を「2年」に改め、同表中備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、備考9を備考8とし、備考10を備考9とし、備考11を備考10とする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道料金及び下水道使用料収納事務の一部を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

平成16年9月1日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 委託の相手方

株式会社サークルKサンクス

代表者 代表取締役 土方 清

2 委託した事務の範囲

- (1) 名古屋市水道事業から給水を受ける者からの水道料金の納入の受領
- (2) 名古屋市の公共下水道を使用する者からの下水道使用料の納入の受領
- (3) 第1号又は前号により収納した水道料金又は下水道使用料の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (4) 前3号に定める事務に付帯する事務

3 委託開始期日

平成16年9月1日

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成12年名古屋市上下水道局告示第18号）
- (2) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成13年名古屋市上下水道局告示第15号）

平成 16 年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験公告

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験を次のとおり実施します。

平成 16 年 8 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 瀧川 治男

身体障害者を対象とした 名古屋市職員採用選考試験案内

平成16年8月31日
名古屋市人事委員会

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、名古屋市内の身体障害者を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

《平成16年度の主な変更点について》

- ①筆記・面接試験の日程が2日間になりました。
- ②郵送での申込みができるようになりました。

1 試験区分・採用予定人員・職務概要

試験区分	採用予定人員	職務概要
行政（事務）	7名程度	一般事務に従事します。

（注）採用予定人員は、現時点でのものであり、**変更する場合があります。**

2 受験資格

次の（１）（２）の要件の両方を満たすことが必要です。

（１）次の①～⑤の条件をすべて満たす方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 活字印刷文又は点字による出題に対応できる方
- ③ 昭和44年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方
- ④ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで通常の勤務時間に対応できる方
- ⑤ 受験申込み及び採用の時に、引き続き名古屋市内に住所のある方
(通学等のため一時的に市外に居住している方を含みます。)

（２）次のいずれにも該当しない方

- ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の方法等

選考は、筆記試験、面接試験及び身体検査の方法で行います。ただし、身体検査は、筆記・面接試験の合格者についてのみ行い、その結果に基づき最終合格者を決定します。

（１）筆記・面接試験

- ① 試験日 **筆記試験：平成16年10月10日（日） 9時30分集合**
(ただし点字による受験の場合 9時15分集合)
当日は身体障害者手帳を必ずお持ちください。

面接試験：平成16年10月11日（月）

＊集合時間は、受験票に記載してお知らせしますので、必ず各自で確認してください。また、面接試験は個別面接で行います。

② 試験会場 **名古屋市中小企業振興会館4階**

③ 筆記試験の科目・時間・内容等

試験科目	解答方法	試験時間	試験の内容
教養試験	択一式 (32問中30問 選択解答)	9:45 ～11:25	公務員として必要な一般的な知識(社会科学、人文科学、自然科学)及び知能(文章理解、判断推理等)をみる試験で、高等学校卒業程度の内容です。
作文試験	記述式	11:45 ～12:45	文章による表現力、課題に対する理解力などをみる試験です。

(注)・**点字による受験の場合は、試験時間が異なります。**

- ・問題冊子の活字の大きさは、およそ**13ポイント(この大きさ)**程度です。
- ・教養試験の例題および直近2年に出题した作文試験の課題を、名古屋市職員採用案内ホームページに掲載しています。

④ 筆記・面接試験合格者発表 **平成16年10月29日(金) (予定)**

名古屋市人事委員会事務局の前に合格者の受験番号を掲示するとともに、**合否を問わず受験者(すべての試験科目を受験した方)に通知**します。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

⑤ 筆記・面接試験の成績の通知

筆記・面接試験の不合格者に対して、試験成績のランクを郵送で通知します。成績の通知を希望しない方は、受験申込書の「成績の通知を希望しない」の欄に○を記入してください。

(2) 身体検査

① 内容等

筆記・面接試験の合格者についてのみ、職務遂行が可能かどうかの医学的検査を行います。11月中旬頃に実施予定ですが、具体的な日程・会場等については、筆記・面接試験合格者発表のときに合格者に通知します。

② 最終合格者発表 **平成16年11月26日(金) (予定)**

名古屋市人事委員会事務局の前に合格者の受験番号を掲示するとともに、**合否を問わず受験者に通知**します。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

4 受験手続

(1) 申込方法

提出書類

- ・**受験申込書・写真票**(本案内にはさみこんである指定の用紙 又は 名古屋市職員採用案内ホームページからプリントアウトした指定の用紙)
- ・**80円分の切手**((2)参照)

郵送申込	期間	9月6日(月)～9月10日(金)までの消印有効
	送付先	〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 (住所記入不要)
	方法	- 提出書類(受験申込書・写真票及び80円分の切手)を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 - 郵送方法は指定しませんが、配達記録等の方法が確実です。
持参申込	期間	9月10日(金) 10:00～12:00、13:00～16:30(時間厳守)
	場所	名古屋市中心企業振興会館4階 第1会議室
	方法	提出書類を受付場所に提出して、申し込んでください。

(注) 別紙の「記入要領」を参照のうえ、記入もれ、記入誤りのないように確認をしてください。

◎点字等による受験を希望する方へ

点字による受験を希望する方は、**受験申込書に必ず必要事項を記入**してください。
点字による試験案内については、**名古屋市人事委員会事務局任用課**でお渡しします。
また、試験当日に**手話通訳者**を必要とする方、**拡大鏡、補聴器等**の使用を希望する方も、**受験申込書に必ず必要事項を記入**してください。
なお、**点字器、拡大鏡、補聴器等は各自でご用意**ください。

(2) 受験票の交付

郵送申込、持参申込とも9月24日(金)以降に受験票を郵送しますので、受験票の**送料として80円分の切手を受験申込書にクリップで留めて提出**してください。
受験票が**9月30日(木)**までに届かない場合は、名古屋市人事委員会事務局任用課(TEL052-972-3308)までお問い合わせください。

5 最終合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、原則として平成17年4月以降に採用されます。
- (2) この試験の合格者は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 日本国籍を有しない方で採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

6 給与・その他

- (1) 平成16年4月1日現在の初任給は、約162,000円です。この初任給は、給料月額に調整手当を加えたものです。ただし、交通局においては、「給料の額の特例に関する規程」に基づき、給料月額が1%減額されます。
- (2) この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- (3) この他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- (4) 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(5) 日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する要綱」等に定められています。

① 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

② 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

《平成15年度身体障害者を対象とした採用選考試験実施結果》

試験区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
行政(事務)	54	7	7.7

<持参申込受付、筆記・面接試験会場>

【名古屋市中小企業振興会館 4階】
 〒464-0856
 名古屋市千種区吹上2丁目6番3号
 TEL 052-735-2045 (**試験当日 8:40 以降のみの連絡先となります。**)

●地下鉄桜通線 「吹上」下車
 5番出口 西へ約400m

自家用車で来場される場合、隣接する駐車場(有料)の駐車可能台数には限りがあります。公共交通機関を利用できる方は、そちらをご利用ください。

・・・この試験に関するお問い合わせは・・・

名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 TEL 052-972-3308 FAX 052-972-4182

<名古屋市職員採用案内ホームページ>

<http://www.city.nagoya.jp/48zinzi/saiyo/shiken.htm>

この試験案内は再生紙（古紙配合率100%、白色度70%程度）を使用しています。

